

第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告

「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づく方法書の審査がなされた結果、環境の保全についての適正な配慮がなされていることから同項の規定による勧告をする必要がないと認められ、同条第2項の規定に基づく通知（令和6年5月10日付20231120保第30号）がなされた。内容は次のとおりである。

また、同通知に添付された大阪府知事からの意見の写しは、「第6章 6.2 方法書についての都道府県知事等の意見及び事業者の見解」のとおりである。

経 済 産 業 省

20231120保第30号
令和6年5月10日

関西電力株式会社
取締役代表執行役社長 森 望 殿

経済産業大臣 齋藤 健



関西電力株式会社「南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書」
に対する勧告について

令和5年11月20日付けで届出のあった、南港発電所更新計画に係る環境影響評価方法書について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の8第1項の規定に基づき審査した結果、環境の保全についての適正な配慮がなされており、同項の規定による勧告をする必要がないと認められるため、同条第2項の規定に基づき、通知する。

なお、同条第3項の規定に基づき、大阪府知事からの意見の写しを送付するので、環境影響評価の実施に当たっては、勘案されたい。